

ケアマネさん! がんばって!

vol.2

医療法人社団裕和会 理事長 長尾和宏
長尾クリニック 院長

在

宅で看ている利用者さんが看取り寸前になったとき、死が怖くなったケアマネやケアスタッフが慌てて救急車を呼んでしまうことがあります。その結果、警察が来て現場検証や事情聴取と大騒ぎになった、なんて経験をしたケアマネさんがあるかと思えます。それがトラウマになり、看取りには関わりたくない、というケアマネさんもいます。

日本は法治国家ですから、在宅看取りも法律に基づいて行われています。法律の知識さえあれば、100%警察沙汰になりません。「看取りのはずが警察沙汰!」は、法律を知らないために起こるのです。「私は介護系だから、看取りの法律なんて興味ない」というケアマネさんがいますが、法律を知らないと、自分自身が警察の事情聴取を受ける羽目になります。

在宅看取りは、医師法20条に基づいて行われています。医師法20条とは、診断書や処方箋の発行についての内容で「医師は、診察すれば診断書を発行できる」となっています。逆にいえば「診察しないで診断書を書けば」罪に

問われます。

つまり、死亡後であっても患者さんを診さえすれば、死亡診断書を書くことができます。ただし、老衰や肺炎、がんなどで徐々に衰弱していく過程を主治医が定期的に診察して、死期が近いことがわかっていることが前提です。医師は2週間に1回程度、訪問していますが、それはイザというときに死亡診断書を書くための条件でもあります。ややこしいことに、医師法20条には「但し書き」という文言があります。

「但し、診察後24時間以内に死亡した場合は、その限りではない」と書かれています。これは「最後に診察をして24時間以内に亡くなった場合は、医師がそこに行かなくても死亡診断書を書いてもいいですよ」という意味です。

「ええ!?人が死んだのに、行かなくても死亡診断書を書いていいの?」という声が聞こえてきそうです。でも本当に「行かずに書いてもいい」のです。すなわち医師法20条は、なんとも大らかな法律といえます。それもそのはず、施行された昭和24年(1949年)当時は、医師も少なく、交通網も発達し

ケアマネが知っておきたい看取りの法律

ていません。離島やへき地だけの時代にできた法律が、看取りの現場では、今も生きています。

一方、医師法20条に続く医師法21条には「医師は殺人死体を診たら、24時間以内に警察に届けなさい」という内容が書かれています。20条は診断書の法律で、21条は殺人死体の法律です。両者は無関係なのですが、偶然にも両方に「24時間」という数字が出ていますので、いつのまにか20条と21条が混同されて「ワシは24時間以内に、この患者を診ていない。だから死亡診断書を書けない。だから警察に届けなければいけない」と誤解している人が実に多いのです。

この誤解がまるで都市伝説のように、全国津々浦々に広がったままです。「在宅看取り」は、事件ではありません。警察は全く関係ありません。

ですから、家族が在宅看取りを承諾している本人の呼吸が停止したとき、ケアスタッフは主治医に連絡して何時間でも待てばいいだけです。医師の到着までに、体に触れても全然かまいません。死亡時刻とは、医者が到着する時間ではなく、息が止まった(だろう)時刻。よくわからない場合は、推定でもかまいません。

が蔓延した結果、不要な警察介入が毎日全国各地で起きています。到着した救急隊により死亡から時間が経っていると判断されたとき、あるいは病院に死亡到着となり蘇生処置に反応せず死亡確認となったときは、自動的に警察に連絡されているのが現状です。どうかケアマネさん、正しい法律の知識を知っておいてください。

最後に、今年度中に「遠隔看取り」が始まります。これは離島やへき地の話だけでなく、都市部でも適応される新しい規則で、ケアマネさんにも必須科目です。詳しくは、またの機会に。



●ながお・かずひろ
1958年 香川県生まれ。1984年 東京医科大学卒業後、大阪大学第二内科入局。1995年 兵庫県尼崎市で長尾クリニックを開業。最新の医療機器と複数の医師による年中無休の外来診療と24時間体制の在宅医療に従事。医学博士。日本尊厳死協会副理事長、日本慢性期医療協会理事、日本ホスピス在宅ケア研究会理事、エンドオブライフ・ケア協会理事、関西国際大学客員教授。日本消化器病学会専門医、日本消化器内視鏡学会専門医・指導医、日本内科学会認定医、日本在宅医学会専門医、日本禁煙学会専門医。著書は「薬のやめどき」「痛くない死に方」(ブックマン社)、「平穩死」という親孝行」(アース・スター・エンターテインメント)など多数。

日本介護支援協会

Association of Supporting Care Service Management

ニュース

2017
AUTUMN

Vol.

56

社会福祉法人が
果たすべき課題に向けて

CONTENTS

- 2 ……日本介護支援協会 新体制による活動スタート
副会長 渡辺均 山崎和彦 林正彦 宮島滉至
- 4 ……わが街 ザ・地域包括ケア
ご近所パワーを活用した「住民主体の地域ケア」
ボランティアグループ「すずの会」代表 鈴木恵子
- 10 ……ケアマネさん がんばって！
ケアマネが知っておきたい看取りの法律
医療法人社団裕和会 長尾クリニック 院長 長尾和宏
- 12 ……チャレンジ！ 認知症ケア
認知症の人と共に切り拓く
これからの「生き方」「支え合い方」「地域づくり」
社会福祉法人 浴風会
認知症介護研究・研修東京センター研究部 部長 永田久美子
- 18 ……81歳 現役ドクターがすすめる 攻めの養生
生命エネルギーを高めるコツ
医療法人直心会 帯津三敬病院 理事長・名誉院長 帯津良一
- 20 ……EPA介護福祉士候補生の未来に向けて
有限会社いとう総研 代表取締役 伊東利洋
- 21 ……外国人介護福祉士候補生のホンネ
介護福祉士国家試験の合格をめざすEPA受験生
- 23 ……イチオシ★あると便利な福祉用具